



報道関係者 各位

令和2年8月5日(水)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 浅井 俊章

地方主任賃金指導官 高橋 英幸

電話番号 052-972-0257

愛知県最低賃金の改定について（8月5日答申）

時間額 927円へ引き上げ

- 1 愛知地方最低賃金審議会（会長 服部一郎）は、本年7月1日、愛知労働局長から「愛知県最低賃金の改正決定」に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、本日（8月5日）、愛知労働局長に対し、現行の愛知県最低賃金時間額926円を1円引上げ、時間額927円へと改定する旨の答申を行った。（裏面参照）
- 2 本答申を受けて愛知労働局長は、答申内容の公示、官報掲載など発効のための所定の手続を行う。
本答申について、異議申出（8月20日まで）に関する手続きを経た上で、10月1日から効力が発生する予定である。
- 3 愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「愛知県最低賃金」である。「特定(産業別)最低賃金」については、今後、同審議会において改定の審議が行われる。

「愛知県最低賃金」改正決定状況

令和2年8月5日答申

| | 現行最低賃金額 (発効日・R1・10・1) | 答申最低賃金額 (発効日R2・10・1 予定) | | | 参 考 |
|-----|--------------------------|----------------------------|-----|-------|------------|
| | | | 引上額 | 引上率 | 前年の 引上額 |
| 時間額 | 926 円 | 927 円 | 1円 | 0.11% | 28 円 |

(参 考)

- 1 平成28年6月1日現在の愛知県の事業所数は、32万5300事業所、従業者数は380万4470人である。(平成28年経済センサス-活動調査)
- 2 現行の愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページにおいて情報提供している。